

JRR-3 原子炉施設に係る原子力科学研究所原子炉施設保安規定
の審査基準適合性の整理について

令和 2 年 9 月 8 日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

現在、原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更については以下に示す 5 件が申請されており、そのうち点線枠で囲った 3 件が JRR-3 の運転再開に係るものである。

| 申請案件 | 申請年月日 | 認可時期 (予定) | 申請箇所 |
|------------------------------|--|-----------|----------|
| JRR-3における新規制基準適合性確認に係る変更 | H26.9.26申請 R1.6.7補正 R2.8.7補正 (R2.9補正予定) | R2.10 | 1編、2編、5編 |
| 3条改正に伴う変更 | R2.5.11申請 (R2.9補正予定) | R2.9 | 1編～12編 |
| 廃棄物処理場における新規制基準適合性確認に係る変更 | R2.7.31申請 (R2.9補正予定) | R2.10 | 1編、2編、3編 |
| TCA廃止措置に係る変更 | R1.11.15申請 | R3.4以降 | 1編、2編、8編 |
| 東海第二発電所緊急時対策所等の設置に伴う周辺監視区域変更 | R2.3.2申請 | R2.8 | 2編 |

これらの変更申請が、保安規定の審査基準で定める項目を網羅していることを整理した。整理結果を次ページ以降に示す。

なお、試験炉規則第 15 条第 1 項第 9 号に対応する第 2 編第 37 条「周辺監視区域における放射線の測定等」については、上記の東海第二発電所緊急時対策所等の設置に伴う周辺監視区域変更に係る保安規定の変更が認可され次第、認可頂いた内容を JRR-3 における新規制基準適合性確認に係る変更及び 3 条改正に伴う変更の申請内容に反映させる必要がある。

| 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 | 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 | | | | |
|---|---|-------------------|---|-----------------------|---|------------------------------|
| 改正：令和二年原子力規制委員会規則第十二号 | 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定 | 編 | 条項 | 変更の有無 | 申請書 | |
| (保安規定) | | — | — | — | — | — |
| 第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶。以下この条において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 | | | | | | |
| 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。 | 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。 | 第1編 総則 | 第5条 遵守義務等 第6条 組織 第7条 職務 第17条 品質マネジメント計画 | × ○ ○ ○ | — 令02原機（科保）027 令02原機（科保）027 令02原機（科保）027 | 3条改正 3条改正 3条改正 |
| 二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。 | 【品質マネジメントシステム】 1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第23条第1項又は第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。 4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。 5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。 | 第1編 総則 | 第17条 品質マネジメント計画 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| 三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。 | 【試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】 1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 | 第1編 総則 | 第6条 組織 第7条 職務 第10条 放射線管理のための指示 第16条の2 独立検査組織の設置 第16条の3 事業者検査の独立性の確保等 | ○ ○ × ○ ○ | 令02原機（科保）027 令02原機（科保）027 — 令02原機（科保）027 令02原機（科保）027 | 3条改正 3条改正 3条改正 3条改正 |
| 四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。 | 【試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等】 1. 試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。 2. 試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすることができるようにするため、原子炉等規制法第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（試験研究用等原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 3. 特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。 | 第1編 総則 | 第14条 原子炉主任技術者の選任 第14条の2 廃止措置施設保安主務者の選任 第15条 原子炉主任技術者の職務 第15条の2 廃止措置施設保安主務者の職務 第16条 意見の尊重等 | ○ × × × × | 令02原機（科保）027 — — — — | 3条改正 |
| 五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。 ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの （1） 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 （2） 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 （3） 放射線管理に関すること。 （4） 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 （5） 非常の場合に講ずべき処置に関すること。 ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項 | 【保安教育】 1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。 2. 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。 （1） 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 （2） 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 （3） 放射線管理に関すること。 （4） 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 （5） 非常の場合に講ずべき処置に関すること。 （6） その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項 3. 従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 4. 従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。 5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 | 第1編 総則 | 第32条 保安教育実施計画 第33条 保安訓練 | ○ ○ | 令02原機（科保）053 令02原機（科保）053 | JRR-3に係る変更 JRR-3に係る変更 |

| 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 改正：令和二年原子力規制委員会規則第十二号 | 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定 | 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 | | | | |
|---|---|-------------------|---------------------------|-------|--------------|------------|
| (保安規定) | | 編 | 条項 | 変更の有無 | 申請書 | |
| 六 試験研究用等原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 | 【試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】 1. 試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。 2. 試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 | 第1編 総則 | 第8条 運転班長の設置 | × | — | |
| | | | 第9条 運転長の設置 | × | — | |
| | | 第5編 JRR-3の管理 | 第3条 運転要員及び要員の配置 | × | — | |
| | | | 第4条 運転要員、班長及び班長代理 | × | — | |
| | | | 第5条 手引の作成 | ○ | 令02原機（科保）053 | JRR-3に係る変更 |
| 第5条の2 多量の放射性物質等を放出する事故に関する措置 | ○ | 令02原機（科保）053 | JRR-3に係る変更 | | | |
| ロ 試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 | 3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 4. 試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。 (1) 運転上の遵守事項に関すること。 (2) 運転計画及び運転許可に関すること。 (3) 起動前及び停止後の措置に関すること。 (4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関すること。 (5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関すること。 5. 臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。 ・燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること。 | 第5編 JRR-3の管理 | 第6条 引継ぎ | × | — | |
| | | | 第7条 年間運転計画 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第8条 運転実施計画 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第9条 利用施設利用計画 | × | — | |
| | | | 第10条 保全区域 | × | — | |
| | | | 第11条 炉室気密扉の開閉 | × | — | |
| | | | 第12条 鍵の管理 | × | — | |
| | | | 第13条 特殊試験 | × | — | |
| | | | 第14条 本体施設の運転上の制限 | × | — | |
| | | | 第15条 照射設備への装荷物の制限 | × | — | |
| | | | 第16条 制御棒の中性子吸収体の取り出し及び挿入 | × | — | |
| | | | 第17条 安全保護回路及び工学的安全施設の作動条件 | × | — | |
| | | | 第18条 制御棒リバースの作動条件 | × | — | |
| | | | 第19条 警報装置の作動条件 | × | — | |
| | | | 第20条 負圧の維持 | × | — | |
| | | | 第21条 原子炉プールの水位の維持 | × | — | |
| | | | 第22条 1次冷却材の水質の維持 | × | — | |
| | | | 第23条 運転開始前の措置 | × | — | |
| | | | 第24条 運転開始命令 | × | — | |
| | | | 第25条 運転に係る通報及び表示 | × | — | |
| 第26条 原子炉運転中の巡視 | ○ | 令02原機（科保）053 | JRR-3に係る変更 | | | |
| 第27条 運転停止後の措置 | × | — | | | | |

| 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 改正：令和二年原子力規制委員会規則第十二号 | 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定 | 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 | | | |
|--|--|-------------------|---|-------|----------------------------|
| (保安規定) | | 編 | 条項 | 変更の有無 | 申請書 |
| ハ 異状があつた場合の措置に関する事（第十四号に掲げるものを除く。）。 | 6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 | 第1編 総則 | 第40条 通報 | × | — |
| | | | 第50条 警報装置が作動した場合の措置 | × | — |
| | | | 第51条 安全保護回路が作動した場合の措置 | × | — |
| | | | 第52条 原子炉が計画外停止した場合等の措置 | × | — |
| | | | 第53条 計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置 | ○ | 令02原機（科保）053 JRR-3に係る変更 |
| | | | 第54条 本体施設の運転上の制限値を越え、又は超えるおそれのある場合の措置 | × | — |
| | | | 第55条 制御棒が動作不能となった場合の措置 | × | — |
| | | | 第56条 負圧が維持できなくなった場合の措置 | × | — |
| | | | 第57条 原子炉プール水位に異常を認められた場合の措置 | × | — |
| | | | 第58条 1次冷却材の水質に異常を認められた場合の措置 | × | — |
| | | 第5編 JRR-3の管理 | 第59条 点検等において異常を認められた場合の措置 | ○ | 令02原機（科保）053 JRR-3に係る変更 |
| | | | 第59条の2 火災が発生した場合の措置 | ○ | 令02原機（科保）053 JRR-3に係る変更 |
| | | | 第60条 未使用燃料要素に異常を認められた場合の措置 | × | — |
| | | | 第61条 使用中及び使用済の燃料要素又は使用済の燃料体に異常を認められた場合の措置 | × | — |
| | | | 第62条 燃料要素又は燃料体の紛失を発見した場合の措置 | × | — |
| | | | 第63条 キャプセル等に異常を認められた場合の措置 | × | — |
| | | | 第64条 重水の異常な損失を認められた場合の措置 | × | — |
| | | | 第65条 自然現象等が発生した場合の措置 | ○ | 令02原機（科保）053 JRR-3に係る変更 |
| | | | 第66条 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 | × | — |
| ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する事。 | 【試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査】 1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。 | 第1編 総則 | 第11条 中央安全審査・品質保証委員会 | ○ | 令02原機（科保）027 3条改正 |
| | | | 第11条の2 原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の設置並びにそれらの構成 | × | — |
| | | | 第12条 原子炉施設等安全審査委員会の審議事項 | ○ | 令02原機（科保）027 3条改正 |
| | | | 第13条 品質保証推進委員会の審議事項 | ○ | 令02原機（科保）027 3条改正 |

| 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 改正：令和二年原子力規制委員会規則第十二号 | 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和二年2月5日原子力規制委員会決定 | 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 | | | | | |
|---|---|-----------------------------|---|---------------------------|-----------------|------------------------------|--------------------|
| (保安規定) | | 編 | 条項 | 変更の有無 | 申請書 | | |
| 七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する こと。 | 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 | 第1編 総則 | 第47条 保安措置及び放射線管理 | × | — | | |
| | | 第2編 放射線管理 | 第10条 | 管理区域 | × | — | |
| | | | 第11条 | 管理区域の区分及び指定 | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 |
| | | | 第12条 | 管理区域の一時解除 | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 |
| | | | 第12条の2 | 管理区域の解除に係る確認 | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 |
| | | | 第13条 | 管理区域に係る保安の措置 | × | — | |
| | | | 第14条 | 管理区域に係る遵守事項 | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 |
| | | | 第15条 | 一般部品の持出し管理 | × | — | |
| | | | 第16条 | 低レベル区域に係る出入管理 | × | — | |
| | | | 第17条 | 保全区域の管理 | × | — | |
| | | | 第18条 | 周辺監視区域の指定 | × | — | |
| | | | 第19条 | 周辺監視区域の管理 | × | — | |
| | | | 第20条 | 線量当量率等の測定 | × | — | |
| | | 第21条 | 立入制限区域に係る措置 | × | — | | |
| | | 第43条 | 周辺監視区域内運搬に係る措置 | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 | |
| | | 第44条 | 周辺監視区域外運搬に係る措置 | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 | |
| | | 第5編 JRR-3の管理 | 第10条 | 保全区域 | × | — | |
| | | 第12条 | 鍵の管理 | × | — | | |
| | | 第68条 | 管理区域の区分 | × | — | | |
| | | 八 排気監視設備及び排水監視設備に関する こと。 | 【排気監視設備及び排水監視設備】 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。 | 第2編 放射線管理 | 第33条 | 気体廃棄物の放射性物質に係る放出管理目標値 | ○ |
| 第34条 | 気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定 | | | | × | — | |
| 第35条 | 液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準 | | | | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| 第36条 | 液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定 | | | | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| 第5編 JRR-3の管理 | 第38条 | | | 放射線測定機器の維持点検及び巡視 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | 第69条 | | | 放射線測定機器 | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 |
| 九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する こと。 | 【線量、線量当量、汚染の除去等】 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonablyachievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3. 試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。 | 第2編 放射線管理 | 第20条 | 線量当量率等の測定 | × | — | |
| | | | 第22条 | 放射線作業前の措置 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第23条 | 放射線作業届 | × | — | |
| | | 第3編 廃棄物処理場の管理 | 第24条 | 放射線作業後の措置 | × | — | |
| | | | 第24条の2 | 汚染された物品の保管に係る措置 | × | — | |
| | | | 第37条 | 周辺監視区域における放射線の測定等 | ○ | 令02原機（科保）053 令02原機（科保）027 | JRR-3に係る変更 3条改正 |
| | | | 第50条 | 線量当量率等に係る以上を認めた場合の措置 | × | — | |
| | | | 第22条の2 | クリアランス作業要領書の作成 | × | — | |
| | | 第3編 廃棄物処理場の管理 | 第22条の3 | 放射能濃度確認対象物の取出し等における汚染拡大防止 | × | — | |
| | | | 第22条の4 | 放射能濃度確認対象物の保管・管理 | × | — | |
| | | | 第22条の5 | 測定資料の運搬及び保管・管理 | × | — | |
| | | | 第22条の6 | 基準を満足しないもの等の取扱い | × | — | |

| 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 改正：令和二年原子力規制委員会規則第十二号 | 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定 | 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 | | | | |
|---|---|-------------------|---------------------------------------|---|-----------------|------------|
| (保安規定) | | 編 | 条項 | 変更の有無 | 申請書 | |
| 十 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。 | 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】 1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。 2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 | 第2編 放射線管理 | 第9条 手引の作成 | × | — | |
| | | | 第37条 周辺監視区域における放射線の測定等 | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 |
| | | | 第37条の2 施設管理目標の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第37条の3 施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第37条の4 施設管理実施計画等の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第37条の5 保全活動の実施 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第37条の6 保全活動の有効性評価及び改善 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第38条 放射線測定機器の維持点検及び巡視 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第39条 定期事業者検査 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第41条 定期事業者検査の報告等 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第42条 修理及び改造 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第42条の2 使用前事業者検査 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第42条の3 修理及び改造並びに使用前事業者検査の報告等 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 十一 放射線の利用に係る保安に関すること。 | 【放射線利用に係る保安】 1. 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。 | 第5編 JRR-3の管理 | 第7条 年間運転計画 |
| 第8条 運転実施計画 | ○ | 令02原機（科保）027 | | | | 3条改正 |
| 第9条 利用施設利用計画 | × | — | | | | |
| 第13条 特殊試験 | × | — | | | | |
| 第48条 キャプセル等の挿入及び取り出し | × | — | | | | |
| 第49条 照射済のキャプセル等の引渡し | × | — | | | | |
| 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。 | 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】 1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関する事が定められていること。なお、この事項は、第9号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 | 第2編 放射線管理 | 第43条 周辺監視区域内運搬に係る措置 | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 |
| | | | 第44条 周辺監視区域外運搬に係る措置 | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 |
| | | | 第45条 引取りに係る措置 | × | — | |
| | | 第5編 JRR-3の管理 | 第33条 未使用燃料要素の受け入れ | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第34条 燃料要素及び燃料体の貯蔵 | × | — | |
| | | | 第35条 燃料要素及び燃料体の貯蔵中の点検 | × | — | |
| | | | 第36条 燃料交換計画 | × | — | |
| | | | 第37条 燃料要素の引渡し及び交換 | × | — | |
| | | | 第38条 使用済燃料要素の受け入れ | × | — | |
| | | | 第39条 使用済の燃料要素及び燃料体の輸送容器への収納 | × | — | |
| | | | 第40条 燃料要素及び燃料体の払い出し | × | — | |
| | | | 第41条 使用済燃料プール、使用済燃料貯槽No.1及びNo.2の水位の維持 | × | — | |
| | | | 第42条 使用済燃料プール、使用済燃料貯槽No.1及びNo.2の水質の維持 | × | — | |
| | | | 第43条 使用済燃料貯蔵施設（北地区）循環系の負圧の維持 | × | — | |

| 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 改正：令和二年原子力規制委員会規則第十二号 | 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定 | 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 | | | | |
|--|--|----------------------------------|--------------------------------|--------------|-------------------------|-------------------------|
| (保安規定) | | 編 | 条項 | 変更の有無 | 申請書 | |
| 十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。 | 【放射性廃棄物の廃棄】 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 | 第2編 放射線管理 | 第31条 周辺監視区域外における線量限度等 | × | — | |
| | | | 第32条 環境へ放出する放射性物質に係る線量目標値 | × | — | |
| | | | 第33条 気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第34条 気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定 | × | — | |
| | | | 第35条 液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第36条 液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第36条の2 平常時の環境放射線モニタリング | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 |
| | | | 第37条 周辺監視区域における放射線の測定等 | × | — | |
| | | | 第46条 封入前の廃棄物の仕掛品の措置 | × | — | |
| | | | 第46条の2 廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引き渡し前の措置 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第47条 封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管 | × | — | |
| | | | 第48条 液体廃棄物の引渡し前の措置 | × | — | |
| | | | 第49条 放射性廃棄物の運搬に係る措置 | ○ | 令02原機（科保）027の補正 | 3条改正 |
| | | | 第8条 種類及び区分基準 | ○ | 令02原機（科保）051 | 廃棄物処理場（一部使用承認ではない）に係る変更 |
| | | 第9条 放射性廃棄物として引取る廃棄物の仕掛品、固体廃棄物又は液 | × | — | | |
| | | 第10条 放射性廃棄物の運搬 | × | — | | |
| | | 第11条 放射性廃棄物の貯蔵 | × | — | | |
| | | 第12条 操作の条件 | ○ | 令02原機（科保）051 | 廃棄物処理場（一部使用承認ではない）に係る変更 | |
| | | 第13条 作業開始前の点検 | × | — | | |
| | | 第14条 作業中の巡視 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | 第15条 作業終了後の点検 | × | — | | |
| 第16条 固体廃棄物の処理 | × | — | | | | |
| 第17条 液体廃棄物の処理 | ○ | 令02原機（科保）051 | 廃棄物処理場（一部使用承認）に係る変更 | | | |
| 第18条 廃棄物パッケージの標識及び表示 | × | — | | | | |
| 第19条 廃棄物パッケージ等の保管廃棄 | ○ | 令02原機（科保）051 | 廃棄物処理場（一部使用承認）に係る変更 | | | |
| 第20条 廃棄物パッケージ等の取出し | × | — | | | | |
| 第20条の2 廃棄物パッケージ等からの調査サンプル採取 | × | — | | | | |
| 第21条 機器等の汚染除去 | × | — | | | | |

| 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 改正：令和二年原子力規制委員会規則第十二号 | 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定 | 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 | | | | | |
|--|--|-------------------|-------------------|----------------------------------|-----|--------------|---------------------|
| (保安規定) | | 編 | 条項 | 変更の有無 | 申請書 | | |
| | | 第3編 廃棄物処理場の管理 | 第22条 | 汚染除去作業に係る点検及び巡視 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第22条の2 | クリアランス作業要領書の作成 | × | — | |
| | | | 第22条の3 | 放射能濃度確認対象物の取出し等における汚染拡大防止 | × | — | |
| | | | 第22条の4 | 放射能濃度確認対象物の保管・管理 | × | — | |
| | | | 第22条の5 | 測定資料の運搬及び保管・管理 | × | — | |
| | | | 第22条の6 | 基準を満足しないもの等の取扱い | × | — | |
| | | | 第23条 | 安全装置及び警報装置の作動条件 | ○ | 令02原機（科保）051 | 廃棄物処理場（一部使用承認）に係る変更 |
| | | | 第24条 | 負圧の維持 | × | — | |
| | | | 第24条の2 | 計画停電時の措置 | × | — | |
| | | | 第25条 | 巡視 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第25条の2 | 通信連絡設備に係る機器の維持点検 | ○ | 令02原機（科保）051 | 廃棄物処理場（一部使用承認）に係る変更 |
| | | | 第25条の3 | 自然現象等に備えた管理 | ○ | 令02原機（科保）051 | 廃棄物処理場（一部使用承認）に係る変更 |
| | | | 第29条の2 | 保管廃棄施設・しに保管廃棄している廃棄物パッケージ等の健全性確認 | × | — | |
| | | | 第30条 | 警報装置が作動した場合の措置 | ○ | 令02原機（科保）051 | 廃棄物処理場（一部使用承認）に係る変更 |
| | | | 第31条 | 巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置 | ○ | 令02原機（科保）051 | 廃棄物処理場（一部使用承認）に係る変更 |
| | | | 第32条 | 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 | × | — | |
| | | | 第33条 | 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 | × | — | |
| | | | 第34条 | 自然現象等が発生した場合の措置 | ○ | 令02原機（科保）051 | 廃棄物処理場（一部使用承認）に係る変更 |
| | | | 第35条 | 管理区域の区分 | × | — | |
| | | | 第36条 | 放射線測定機器 | × | — | |
| | | 第37条 | 放射線測定機器の警報装置の作動条件 | × | — | | |
| | | 第38条 | 放射性廃棄物の受託処理 | × | — | | |
| | | 第5編 JRR-3の管理 | 第69条 | 放射線測定機器 | × | — | |
| | | | 第70条 | 放射線測定機器の警報装置の作動条件 | × | — | |
| | | | 第71条 | 固体廃棄物の保管 | ○ | 令02原機（科保）053 | JRR-3に係る変更 |

| 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 改正：令和二年原子力規制委員会規則第十二号 | 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定 | 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 | | | | |
|---|---|-------------------|---|-------|--------------|------------|
| (保安規定) | | 編 | 条項 | 変更の有無 | 申請書 | |
| 十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。 | <p>【非常の場合に講ずべき処置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることと定められていること。 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員等は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。 防災訓練の実施頻度について定められていること。 | 第1編 総則 | <p>第33条 保安訓練 ○ 令02原機（科保）053</p> <p>第39条 事前の措置 ○ 令02原機（科保）027の補正</p> <p>第40条 通報 × —</p> <p>第41条 現地対策本部の設置 × —</p> <p>第42条 非常体制又は警戒体制の設定 × —</p> <p>第43条 理事長への通報 × —</p> <p>第44条 非常事態における活動 ○ 令02原機（科保）027の補正</p> <p>第44条の2 原子力緊急事態の措置 ○ 令02原機（科保）027の補正</p> <p>第45条 非常体制等の解除及び現地対策本部の解散 × —</p> <p>第46条 隣接する原子炉施設事業所との関係 × —</p> | ○ | 令02原機（科保）053 | JRR-3に係る変更 |
| 十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保安に関する措置に関すること。 | <p>【設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保安に関する措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 | 第1編 総則 | <p>第30条の3 共通施設の維持点検 ○ 令02原機（科保）027</p> <p>第39条 事前の措置 × —</p> | ○ | 令02原機（科保）053 | JRR-3に係る変更 |
| 十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。 | <p>【記録及び報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。 事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 | 第1編 総則 | <p>第17条 品質マネジメント計画 ○ 令02原機（科保）027</p> <p>第48条 記録及び保存 ○ 令02原機（科保）027</p> <p>第49条 業務報告 × —</p> <p>第50条 一般報告 × —</p> <p>第51条 故障等の報告 × —</p> | ○ | 令02原機（科保）053 | 3条改正 |

| 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 改正：令和二年原子力規制委員会規則第十二号 | 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和二年2月5日原子力規制委員会決定 | 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 | | | | | |
|--|---|--|-------------------------------------|--------------------------------|--------------|--------------|------|
| (保安規定) | | 編 | 条項 | 変更の有無 | 申請書 | | |
| <p>十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事及び長期施設管理方針を含む。）。</p> | <p>【試験研究用等原子炉施設の施設管理】 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> | 第1編 総則 | 第1条 目的 | × | — | | |
| | | | 第2条 基本方針 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第3条 適用範囲 | × | — | | |
| | | | 第4条 定義 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第30条の4 施設管理目標の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第30条の5 施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第30条の6 施設管理実施計画等の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第30条の7 保全活動の実施 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | 第2編 放射線管理 | 第30条の8 保全活動の有効性評価及び改善 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第37条の2 施設管理目標の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第37条の3 施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第37条の4 施設管理実施計画等の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第37条の5 保全活動の実施 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | 第3編 廃棄物処理場の管理 | 第37条の6 保全活動の有効性評価及び改善 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第22条の7 施設管理目標の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第22条の8 施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第22条の9 施設管理実施計画等の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | 第5編 JRR-3の管理 | 第22条の10 保全活動の実施 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第22条の11 保全活動の有効性評価及び改善 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第27条の2 施設管理目標の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | | 第27条の3 施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | | <p>2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関する事については、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第1911131号（令和元年11月13日原子力規制委員会決定））を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する事を変更しようとする場合（試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p> | <p>第1編 総則</p> | 第34条 定期的な評価の実施に係る措置 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | | 第35条 定期的な評価の実施計画 | × | — | |
| | | | | 第36条 定期的な評価の結果の報告 | × | — | |
| | | | | 第38条 高経年化に関する評価に基づく長期施設管理方針の策定 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | <p>5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事が定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p> | <p>第1編 総則</p> | 第16条の3 事業者検査の独立性の確保等 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| 第30条の9 定期事業者検査 | ○ | | | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | | |
| 第30条の11 使用前事業者検査 | ○ | | | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | | |
| 第30条の12 共通施設の変更の報告 | ○ | | | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | | |
| 第2編 放射線管理 | 第39条 定期事業者検査 | | | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | 第41条 定期事業者検査の報告等 | | | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | 第42条の2 使用前事業者検査 | | | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| 第42条の3 修理及び改造並びに使用前事業者検査の報告等 | ○ | | | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | | |
| 第3編 廃棄物処理場の管理 | 第27条 定期事業者検査 | | | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | 第29条 修理及び改造 | | | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | 第29条の2 使用前事業者検査 | | | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | 第30条 保守結果の報告等 | | | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| 第5編 JRR-3の管理 | 第28条 定期事業者検査 | | | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | 第30条 修理及び改造 | | | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | |
| | 第30条の2 使用前事業者検査 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | | | |
| 第31条 保守結果の報告等 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 | | | | |

| 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 改正：令和二年原子力規制委員会規則第十二号 | 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定 | 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 | | | | |
|--|---|-------------------|---------------------------|-------|--------------|------|
| (保安規定) | | 編 | 条項 | 変更の有無 | 申請書 | |
| 十八 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。 | 【試験研究用等原子炉施設の定期的な評価】 1. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。 2. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。 | 第1編 総則 | 第34条 定期的な評価の実施に係る措置 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| | | | 第35条 定期的な評価の実施計画 | × | — | |
| | | | 第36条 定期的な評価の結果の報告 | × | — | |
| | | | 第37条 保安活動に関する定期的な評価の結果の反映 | × | — | |
| 十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。 | 【技術情報の共有】 1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。 | 第1編 総則 | 第17条 品質マネジメント計画 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| 二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。 | 【不適合発生時の情報の公開】 1. 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。 | 第1編 総則 | 第17条 品質マネジメント計画 | ○ | 令02原機（科保）027 | 3条改正 |
| 二十一 その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項 | 【その他必要な事項】 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。 | | | | | |